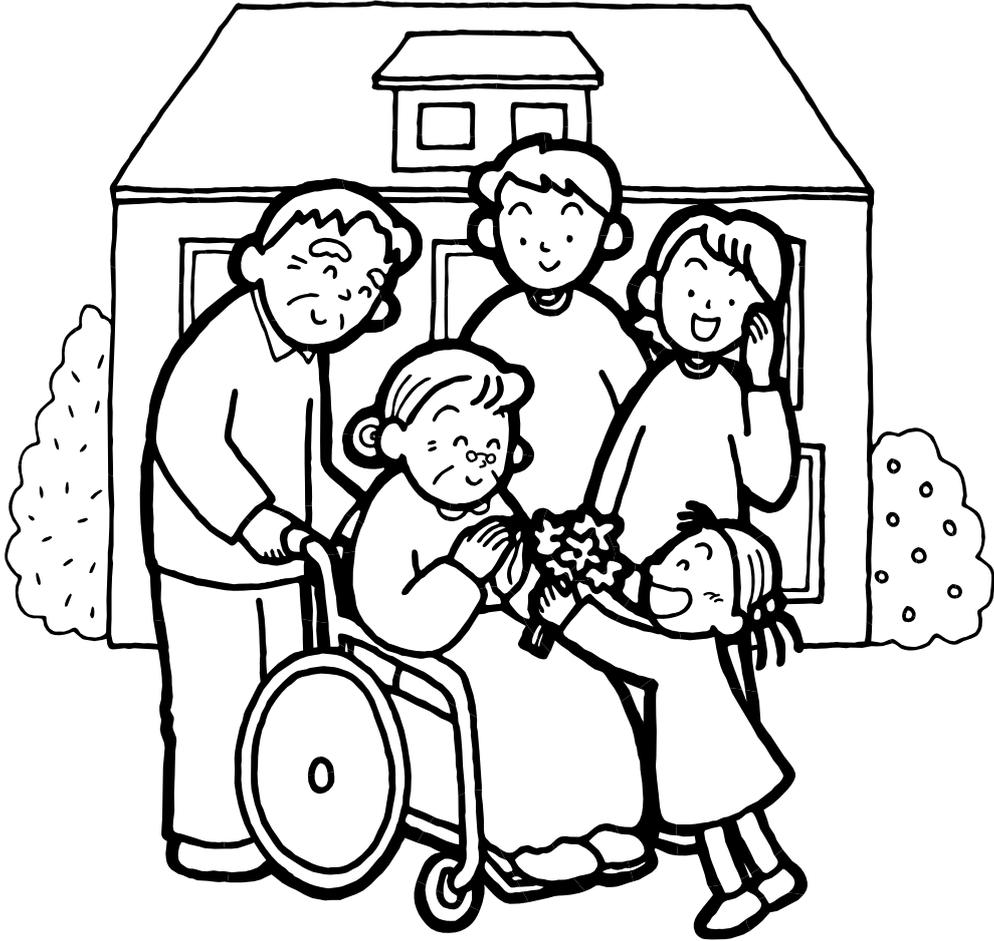


# ～高齢者の尊厳を守るために～



高齢者の皆さんも、介護をする皆さんも、地域の皆さんも

悩みを抱え込まないで、まずは相談しましょう。

長浜市



## 高齢者の虐待を防ぎましょう

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」では、高齢者を65歳以上の人と定義しています。養護者（介護者）が認知症や介護などのさまざまな理由から、心身ともに疲労し、追いつめられていることが多くなっています。自分で気がつかずに虐待していることや、気づいても歯止めがきかなくなっていることもあります。介護されている高齢者だけでなく、介護している養護者の不安や負担を軽減することで、高齢者虐待の予防を図ることが大切です。

## こんなことが虐待になります

### ◇ 身体的虐待

＜例＞平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけど・打撲をさせる。

### ◇ 介護・世話の放棄・放任

＜例＞入浴や清拭をしておらず、異臭がする。水分や食事を十分に与えていない。介護・医療サービスを、相応の理由なく制限する。

### ◇ 心理的虐待

＜例＞怒鳴る、ののしる、悪口を言う。排泄の失敗などを嘲笑したりして、恥をかかせる。子ども扱いをしたり、故意に無視したりする。

### ◇ 性的虐待

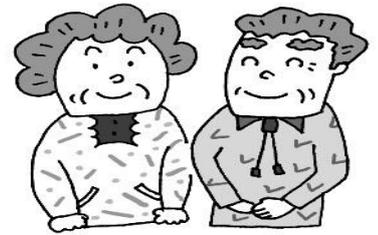
＜例＞懲罰的に下半身を裸にして放置する。わいせつな行為をする。性的な行為を強要する。

### ◇ 経済的虐待

＜例＞本人に必要な金銭を渡さない、使わせない。  
本人の預貯金を本人の意思・利益に反して使用する。

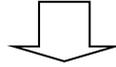


虐待が疑われたとき、  
相談・通報したら、どうなるの？

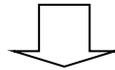


虐待の疑いのある高齢者を発見した者・高齢者本人

相談・通報



長浜市役所高齢福祉介護課  
各地域包括支援センター  
(通報の受理)



コアメンバー会議(虐待についてチームで協議)  
事実確認、緊急性の判断、援助方針の決定、  
支援内容の協議、主担当者の決定、関係者の役割の明確化



個別ケース会議  
支援の実施



事実確認



立ち入り調査  
(必要に応じて)



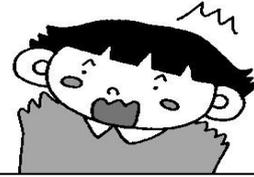
個別ケース会議  
支援の実施



援助の終結

- ※ 通報を誰が行ったのかわからないように、秘密を厳守します。
- ※ 事実確認については、細心の注意を払って行います。
- ※ 生命や身体の危険性が高い場合は、ケースに応じて入院、措置入所などの分離を検討します。

こんなときは、虐待を疑います



- ✓ 身体にあざや傷が、頻繁に見られる。
- ✓ 傷やあざの説明のつじつまが合わない。
- ✓ 急におびえたり、恐ろしがったりする。
- ✓ 身体を萎縮させる。
- ✓ 無力感、あきらめ、投げやりな様子が見られる。
- ✓ 不自然に、体重が増えたり減ったりする。
- ✓ 通常的生活行動に不自然な変化が見られる。
- ✓ 収入があることが明白なのに、自由に使えるお金がないと訴える。
- ✓ 必要なサービスを使いたがらない。
- ✓ 居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている。
- ✓ 適度な食事が準備されていない。
- ✓ 部屋に衣類やオムツ等が散乱している。

高齢者虐待は、高齢者も養護者も、自覚していないことが多く、また自覚していても「家庭内のこと」「家の恥」と話すことを拒んだり、高齢者が家族をかばったりするケースが多く見られます。そこで、家族以外の第三者が、サインを見逃さないことが早期発見のポイントになります。

上記のような、気になることがあるときは、ためらわずにお知らせください。

### 相談・通報窓口

名称	住所	電話番号	担当地域
長浜市高齢福祉介護課	長浜市八幡東町632	65-7841 65-7789	長浜市全域
南長浜 地域包括支援センター	長浜西部福祉ステーション 朝日町19-3	65-8352	長浜、六荘、 西黒田、神田
神照郷里 地域包括支援センター	長浜北部福祉ステーション 神照町288-1	65-8267	神照、南郷里、北郷里
浅井びわ虎姫 地域包括支援センター	虎姫生きがいセンター 宮部町3445虎姫支所	73-2653	浅井、びわ、虎姫
湖北高月 地域包括支援センター	高月福祉ステーション 高月町西物部73-1	85-5702	湖北、高月
木之本余呉西浅井 地域包括支援センター	長浜市立湖北病院 木之本町黒田1221	82-3570	木之本、余呉、西浅井